

〇EMSモデル事業実施要綱

平成 17 年 3 月 30 日 国自総第 539 号

国自貨第 147 号

国自環第 258 号

1. 目的

運輸部門からのCO₂排出量のうち約9割は自動車由来であるとともに、大気汚染の原因物質であるNO_x、PMのそれぞれ約6割が自動車の排出ガスに起因しており、地球温暖化及び大気汚染問題の改善の観点からは、燃費改善、排出ガス低減といった自動車の環境対策は喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する観点から、トラック・バス等の運行において、エコドライブを計画的かつ継続的に実施するとともに、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行う取組み（エコドライブ管理システム（以下「EMS」という。））の構築・普及を図るため、EMSモデル事業を実施する。

EMSモデル事業（以下「モデル事業」という。）は、運送事業者に対し、EMSの実施に係る指導及び助言を行うことによりEMSの普及を図るとともに、EMSの有効性や効果的な実施方法を明らかにすることにより、エコドライブの普及促進を図るものであるが、本年度は初年度として、まず特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者を対象に行うこととする。

2. 「モデル事業」の選定

- (1) 国土交通省自動車交通局長は、「モデル事業」を実施しようとする者の申請に基づき、次に掲げる要件に該当すると認められる事業を「モデル事業」として選定する。
 - ① 「モデル事業」を実施する事業者（以下「事業実施主体」という。）が、新たにEMS用機器を相当台数導入してEMSを実施しようとする特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者を募集し、「モデル事業」を実施すること。
 - ② 「事業実施主体」がEMS用機器を購入し、「モデル事業」に参加する特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業者（以下「モデル運送事業者」という。）との間にEMS用機器に係るリース契約を締結すること。
 - ③ 「事業実施主体」が、「モデル運送事業者」の運転に係るデータ等を集計及び分析し、「モデル運送事業者」に対して公平中立な立場からEMSの実施に係る指導及び助言を行うこと。
 - ④ 「事業実施主体」が、EMSの効果的な実施方法について啓発するため、「モデル運

送事業者」を対象に講習会を開催すること。

⑤ 「事業実施主体」が、「モデル事業」によって得られたEMSの有効性や効果的な実施方法に関する情報を広く公表し、運送事業者に対しEMSの普及を図ること。

(2) 「事業実施主体」は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

① EMSの効果的な実施方法について十分な知見を有し、「モデル運送事業者」の運転に係るデータについて集計及び分析を行うとともに、「モデル運送事業者」に対して公平中立な立場から適切な指導及び助言を行うことができること。

② リース事業についての実績があること。

③ 自動車環境対策に取り組む民法第34条の規定により設立された公益法人その他営利を目的としない者であること。

3. 「モデル事業」の申請手続

(1) 2.(1)による「モデル事業」の選定を受けようとする事業者は、2.(1)①から⑤の内容が盛り込まれたモデル事業実施計画に申請書を添え、地方運輸局自動車技術安全部（沖縄にあっては、沖縄総合事務局運輸部。以下同じ。）を經由して国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。地方運輸局自動車技術安全部は、申請に関し、必要事項を聴取し国土交通省自動車交通局長に報告するものとする。

(2) 「モデル事業」の選定を受けた事業者は、モデル事業実施計画を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、地方運輸局自動車技術安全部を經由して国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。

① 申請者名

② 変更の内容（新旧の対照を明示すること。）

③ 変更を必要とする理由

4. 選定結果の通知

国土交通省自動車交通局長は、2.により「モデル事業」を選定した場合には、速やかに結果を地方運輸局自動車技術安全部を通じて申請した者に通知するとともに、自動車交通局ホームページ等で公表する。

5. 「モデル事業」の実施

(1) 「事業実施主体」は、モデル事業実施計画に基づき、「モデル事業」を実施する。

(2) 「事業実施主体」は、「モデル運送事業者」を決定した場合には、モデル運送事業者

一覧表を、地方運輸局自動車技術安全部を経由して国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。

6. 「モデル事業」の選定の取消し

国土交通省自動車交通局長は、「モデル事業」について、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その選定を取り消すことができる。

- ① 偽りその他不正の手段により選定を受けたこと。
- ② 「モデル事業」が2. に定める要件を満たさなくなったこと。
- ③ 事業実施主体が、正当な理由がないのに、選定を受けてから相当の期間内に「モデル事業」を開始せず、又は引き続き相当の期間「モデル事業」を休止していること。

7. 低公害車普及促進対策費補助金

モデル事業実施計画に基づき「事業実施主体」がEMS用機器の導入に要する経費については、別途、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成17年3月30日付け国自総第535号、国自貨第143号、国自環第254号）に基づき申請を行うものとする。

8. 「モデル事業」の実績報告

「事業実施主体」は、平成18年3月31日までに、次に掲げる事項を内容とする「モデル事業」の実績報告書を地方運輸局自動車技術安全部を経由して国土交通省自動車交通局長に提出するものとする。

- ① 「モデル事業」の実施に伴う「モデル運送事業者」の保有する自動車の総CO₂排出削減量。
- ② 「モデル事業」の実施に伴う「モデル運送事業者」の保有する自動車1台あたりの平均燃費改善効果。
- ③ EMSの効果的な実施方法。
- ④ その他必要な事項

9. その他

その他、この要綱の実施に必要な事項については別途定める。